

○ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成3年12月25日条例第56号
改正 平成09年12月25日条例第75号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、簡易給水水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する水道をいう。
- (2) 水道事業 法第3条第2項に規定する水道事業をいう。
- (3) 専用水道 法第3条第6項に規定する専用水道をいう。
- (4) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (5) 簡易給水水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。
- (6) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を設けて飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。
- (7) 水道施設 簡易給水水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (8) 布設工事 水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- (9) 設置者 簡易給水水道又は小規模受水槽水道(以下「簡易給水水道等」という。)の所有者又は所有者以外の者で、当該水道の管理に関する権原を有するものをいう。

第2章 簡易給水水道

(水質基準)

第3条 簡易給水水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 簡易給水水道は、原水の質、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設は、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な消毒設備その他の設備を備えていること。

- 2 水道施設の位置及び配列は、その布設及び維持管理が容易になるようにしなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設の布設及び構造に関して必要な基準は、規則で定める。

(確認)

第5条 簡易給水水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするときは、申請書に、規則で定める当該工事の設計に関する書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の検査及び届出)

第7条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道の給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

- 2 簡易給水水道の設置者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、当該簡易給水水道の給水を開始する前に、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第8条 簡易給水水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項を変更し、又は当該簡易給水水道を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 簡易給水水道の設置者は、規則の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(管理状況の定期検査)

第10条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道の管理について、規則の定めるところにより、定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(平9条例75・一部改正)

(衛生上の措置)

第11条 簡易給水水道の設置者は、規則の定めるところにより、水道施設の管理に関し、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止等)

第12条 簡易給水水道の設置は、当該簡易給水水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により給水を停止したときは、簡易給水水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第13条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により給水を開始したときに届け出た事項を変更し、又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(管理基準)

第15条 小規模受水槽水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。

(管理状況の定期検査)

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則の定めるところにより、定期的に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

(平9条例75・一部改正)

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 市長は、簡易給水水道について、当該水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該簡易給水水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善するよう命ずることができる。

2 市長は、簡易給水水道等の管理が第11条の規定又は第15条の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易給水水道等の設置者に対し、期間を定めて、当該簡易給水水道等の管理に関し、必要な措置を採るよう命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 市長は、簡易給水水道等の設置者が前条の規定に基づく命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該簡易給水水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該簡易給水水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 市長は、簡易給水水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該簡易給水水道の設置者から工事の施行状況若しくは水道施設の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして簡易給水水道の工事現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者から水道施設の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

第20条 削除 (平9条例75)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第22条 第12条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けずに簡易給水水道の布設工事に着手した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- (3) 第9条の規定に違反した者
- (4) 第10条の規定に違反した者
- (5) 第16条の規定に違反した者
- (6) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第24条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に簡易給水水道の布設工事に着手し、又は給水を開始している設置者は、第5条の規定による確認を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により確認を受けた者とみなされた者は、この条例の施行の日から6月以内に、第7条第1項の規定による水質検査及び施設検査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の施行の際現に小規模受水槽水道の給水を開始している設置者は、この条例の施行の日から6月以内に、市長に届け出なければならない。
- 5 前項の届出は、第14条の規定の適用については、第13条の規定による届出とみなす。

附 則(平成9年12月条例第75号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

○ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

制定	平成4年3月5日規則第11号
改正	平成5年11月規則第120号
改正	平成6年3月規則第41号
改正	平成10年2月25日規則第8号
改正	平成13年1月5日規則第1号
改正	平成16年4月1日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(水道施設の増設及び改造の工事)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(簡易給水水道の水質基準)

第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める水質基準に必要な事項は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表に定めるとおりとする。

(簡易給水水道の施設基準)

第4条の2 条例第4条第4項の規則で定める必要な基準は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に定める基準とする。

(簡易給水水道の布設工事の確認申請等)

第5条 条例第6条第1項に規定する申請書は、簡易給水水道布設工事確認申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 布設工事の設計の概要を記載した書類
- (2) 給水系統図
- (3) 受水槽及び高置水槽の平面及び断面の詳細図
- (4) 原水の水質検査の結果を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第2項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは、簡易給水水道布設工事適合確認書(第2号様式)を、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、簡易給水水道布設工事/不適合/不確認通知書(第3号様式)を当該確認の申請者に交付することにより行うものとする。

(簡易給水水道の給水開始前の検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により行う水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関し、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において採取した水について行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定により行う施設検査は、当該水道施設の浄水及び消毒の能力並びに汚

染及び漏水の有無に関して、行うものとする。

- 3 条例第7条第2項の規定による検査結果の届出は、簡易給水水道検査結果届出書(第4号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道の確認申請書記載事項変更等の届出)

第7条 条例第8条の規定による変更又は廃止の届出は、簡易給水水道布設工事確認申請書記載事項変更/簡易給水水道廃止/届出書(第5号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道の定期及び臨時の水質検査)

第8条 条例第9条の規定により行う定期の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において採取した水について行う次の各号に掲げる検査とする。

- (1) 1日1回行う色、濁り、におい及び味の異常の有無並びに消毒の残留効果に関する検査
 - (2) 1年以内ごとに1回行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、同表中1の項、2の項、10の項、37の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。
- 2 条例第9条の規定により行う臨時の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。

(簡易給水水道の管理状況の定期検査)

第9条 条例第10条の規定による簡易給水水道の管理状況の検査(以下この条から第9条の3まで及び第12条において「管理状況検査」という。)は、1年以内ごとに1回、次に掲げる事項について、当該簡易給水水道が設置されている場所で実際に視認する等の方法により行うものとする。

- (1) 井戸の本体及びその周囲の状態
 - (2) 原水槽、受水槽及び高置水槽の本体及びその周囲の状態
 - (3) ろ過装置及び消毒設備の本体及びその周囲の状態
 - (4) 給水管の配置及び接続の状態
 - (5) 給水栓における水の色、濁り、におい及び味並びに残留塩素及び水素イオン濃度の状態
 - (6) 書類及び図面の整備保存の状況
- 2 直前の管理状況検査(前項に規定する方法により行われたものに限る。)の結果が同項各号に掲げるすべての事項について良好であった簡易給水水道の管理状況検査は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する方法又は次に掲げる書類の審査による方法のいずれかのうち当該簡易給水水道の設置者が指定する方法により行うものとする。
- (1) 簡易給水水道の設置者が前項各号に掲げる事項について点検した結果を記載した書類
 - (2) 水槽の清掃の記録
 - (3) 前条第1項第2号の規定による水質検査に関する書類
 - (4) その他検査に必要と認められる書類

(指定の基準)

第9条の2 市長は、条例第10条の規定による指定を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしないものとする。

- (1) 管理状況検査を科学的かつ公正に行い得る民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者が検査を担当すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者
 - イ 水道法(昭和32年法律第177号)第19条に規定する水道技術管理者
 - ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると市長が認めた者
- (3) 管理状況検査の業務を適正に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (4) 管理状況検査を行うために徴収する費用が適正な額であること。

(5) 市の区域内に事務所を有すること。

(指定の取消し)

第9条の3 市長は、条例第10条の規定による指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 管理状況検査の業務が適正に実施されていないとき。

(簡易給水水道の衛生上必要な措置)

第10条 条例第11条の規定により簡易給水水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- (2) 水道施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が、病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上とする。

(簡易給水水道の給水の緊急停止報告)

第11条 条例第12条第2項の規定により簡易給水水道の給水を停止したときの報告は、簡易給水水道給水緊急停止報告書(第6号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道を設置した施設に備える書類及び図面)

第12条 簡易給水水道の設置者は、次の各号に掲げる書類及び図面を、当該簡易給水水道を設置した施設に備えておかななければならない。

- (1) 条例第7条第1項の規定による給水開始前の水質検査及び施設検査に関する書類
- (2) 条例第9条の規定による定期及び臨時の水質検査に関する書類
- (3) 管理状況検査に関する書類
- (4) 簡易給水水道の設備の配置図及び給排水系統図
- (5) 簡易給水水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (6) 水槽の清掃の記録その他当該水道施設の維持管理に関し衛生上必要な事項を記載した書類

(小規模受水槽水道の給水開始の届出)

第13条 条例第13条の規定による給水開始の届出は、小規模受水槽水道給水開始届出書(第7号様式)により行うものとする。

(小規模受水槽水道の給水開始届記載事項変更等の届出)

第14条 条例第14条の規定による変更又は廃止の届出は、小規模受水槽水道給水開始届記載事項変更/小規模受水槽水道廃止/届出書(第8号様式)により行うものとする。

(小規模受水槽水道の管理基準)

第15条 条例第15条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等により水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、か

つ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(小規模受水槽水道の給水の緊急停止報告)

第 16 条 小規模受水槽水道の設置者は、前条第 4 号の規定により当該水道の給水を停止したときは、直ちに、小規模受水槽水道給水緊急停止報告書(第 9 号様式)により、その旨を市長に報告しなければならない。

(小規模受水槽水道の管理状況の定期検査)

第 17 条 条例第 16 条の規定による小規模受水槽水道の管理状況の検査(以下この条及び第 18 条において「管理状況検査」という。)は、1 年以内ごとに 1 回、次に掲げる事項について、当該小規模受水槽水道が設置されている場所で実際に視認する等の方法により行うものとする。

- (1) 受水槽及び高置水槽の本体及びその周囲の状態
- (2) 給水管の配置及び接続の状態
- (3) 給水栓における水の色、濁り、におい及び味並びに残留塩素の状態
- (4) 書類及び図面の整備保存の状況

2 直前の管理状況検査(前項に規定する方法により行われたものに限る。)の結果が同項各号に掲げるすべての事項について良好であった小規模受水槽水道の管理状況検査は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する方法又は次に掲げる書類の審査による方法のいずれかのうち当該小規模受水槽水道の設置者が指定する方法により行うものとする。

- (1) 小規模受水槽水道の設置者が前項各号に掲げる事項について点検した結果を記載した書類
- (2) 水槽の清掃の記録
- (3) その他検査に必要と認められる書類

(準用)

第 17 条の 2 第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 の規定は、条例第 16 条の規定による指定について準用する。

(小規模受水槽水道を設置した施設に備える書類及び図面)

第 18 条 小規模受水槽水道の設置者は、次の各号に掲げる書類及び図面を、当該小規模受水槽水道を設置した施設に備えておかななければならない。

- (1) 管理状況検査に関する書類
- (2) 小規模受水槽水道の設備の配置図及び給排水系統図
- (3) 小規模受水槽水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (4) 水槽の清掃の記録その他当該小規模受水槽水道の維持管理に関し衛生上必要な事項を記載した書類

第 19 条及び第 20 条 削除

(身分証明書)

第 21 条 条例第 19 条第 3 項に規定する当該職員の携帯する身分を示す証明書は、第 12 号様式とする。

(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、衛生局長が定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 11 月規則第 120 号)

この規則は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 10 年 2 月規則第 8 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 1 月規則第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 簡易専用水道の検査に係る厚生大臣の認定した講習を修了した者については、第 15 条の規定による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の規定は、なお当分の間、その効力を有する。

附 則(平成 16 年 4 月規則第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

小規模受水槽水道給水開始届出書

年 月 日

(届出先)

福祉保健センター長

届出者 住所
氏名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電話番号

小規模受水槽水道の給水を開始しましたので、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		(通称)					
設 置 場 所							
管理形態	自主管理	担当者氏名			電話		常駐・非常駐
	委託管理	委託先 住所(所在地)〒 氏名(名称)			電話		常駐・非常駐
建築物概要	主な用途	共同住宅(戸数)・専用住宅・事務所・店舗・学校・工場・ 病院・旅館・その他()					
	延床面積	m ²		階数	地上 階	地下 階	
	給水開始日	年 月 日	棟数		棟		
設 備 概 要	受水槽	設置場所	屋内・屋外	床上式・地下式・ ビルピット設置式		槽数	槽
		有効容量	m ³	材質	コンクリート・鋼・FRP・ その他()		
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外	槽数	槽		
		有効容量	m ³	材質	コンクリート・鋼・FRP・ その他()		
	給水方式	高置水槽方式・圧力水槽方式			水道直結栓	有 ・ 無	
	配管材質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・その他()					
その他	ビル管理法	該当・非該当					
	防せい措置	有(防せい剤 _____ ・その他 _____) ・ 無					
備考							

帳 票 No.	※	—	—	—	入力年月日	※	—	—	—
---------	---	---	---	---	-------	---	---	---	---

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

(A4)

7 受水槽施設台帳の管理等に関する取扱いについて

(平成3年6月13日 衛公第207号)

(保健所長宛 衛生局長発)

受水槽施設の新設、廃止等に関する情報を的確に把握して、届出指導等今後の業務の円滑な推進を図るため、受水槽施設台帳の管理等について水道局と別添1の協定を締結し、次により取り扱うこととしましたので、通知いたします。

1 実施年月日 平成3年4月1日から

2 実施方法

別添2「受水槽施設台帳の管理等に関する取扱要領」のとおり

(参考 受水槽施設概要書等経由フロー)

3 その他

昭和60年3月26日衛公第1796号衛生局長通知は廃止します。

別 添1

受水槽施設台帳の管理等に関する協定書

横浜市衛生局（以下「甲」という。）と横浜市水道局（以下「乙」という。）は、受水槽施設台帳（以下「台帳」という。）の管理等について、次のとおり協定する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、平成2年度に甲乙共同で実施した受水槽施設等調査指導事業において整備した台帳を共有し、その管理等については甲乙間で別途定める受水槽施設台帳の管理等に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）により、共同で行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「受水槽施設台帳」とは、甲の保健所のオフィスコンピュータで管理する受水槽に関するデータのうち、別表に掲げるものをいう。

(業務及び費用の分担)

第3条 甲及び乙は、取扱要領に定める担当作業及びその他必要な固有業務を担当するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める担当作業の業務についてそれぞれその費用を負担するものとする。

(疑義等の協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義若しくは変更する必要がある場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 横浜市衛生局長

乙 横浜市水道局長

別表

- 1 整理番号
- 2 概要書提出日
- 3 配管台帳図メッシュ番号
- 4 建築主の住所，氏名及び電話番号
- 5 施設の所在地及び名称
- 6 給水工事代行店コード
- 7 散水栓の有無及び直結階数
- 8 栓番号
- 9 給水装置工事受付番号
10. メータ口径
- 11 用途
- 12 戸数
- 13 住居利用人口
- 14 延床面積
- 15 棟数，階数
- 16 使用開始日
- 17 受水槽有効容量
- 18 帳票番号
- 19 届出日
- 20 届出者の住所，氏名及び電話番号
- 21 管理担当者の住所，氏名及び電話番号
- 22 受水槽水槽の設置数，設置場所，設置形態及び材質
- 23 高置水槽水槽の設置数，設置場所，有効容量及び材質
- 24 給水方式及び配管材質
- 25 原水の種類

横環九号

第1号様式 (第3条)

受水槽施設概要書

水道局用控

(衛生局用共2部作成)

受付番号	行政区	年度	番号

1 処理 コード	2 事業所		受水槽台帳 整理番号			提出日			配管台帳図	住宅地図 頁
	コード	行政区				3年号 コード	年	月		
		区								
建 築 主	郵便番号		住所		TEL ()					
	氏 名									
施 設	郵便番号		住所コード		所在地					
	名 称									
給 水 装 置	代行店 コード (指定番号 を記入)	直結水栓 コード	住 番 号			工 本 番 号			7メータ口径 コード	
		4散水	5直結 階数			3年号 コード	年度	6配水管理 所コード	番 号	
概 要	8用途 コード	戸 数	居住利用 (予定)人口		延床面積	連 物 階 数	開 始 年 月 日			有 効 容 量
		戸	人		m ²	地上地下 階 階	3年号 コード	年	月	日
備考										
										代行店名

横環九号

《注》

1. 1～8までの数字欄の項目は、裏面のコード表により記入して下さい。
2. 網かけ以外は、すべて記入して下さい。
3. 有効容量は イ. 小数点第2位以下は切捨て、第1位まで記入して下さい。
ロ. 削除の場合、撤去する受水槽有効容量を記入して下さい。

第2号様式(第6条第2号)

埋設地図

整理No. 提出日

【概要】

【建築主】

郵便番号

住所①

②

③

氏名

TEL

【施設】

郵便番号

所在地①

②

③

名称①

②

③

【その他】

工事代行

散水栓

直結栓

階段

栓番号

給水施設工事番号

メーター口径

用途

世帯数

居住人口

延床面積

階数

開始日

【受水槽】

有効容量

世帯

人

m

階

m

地下

階

地上

養瀬九号

第3号様式(第7条)

帳票No. 提出日

【届出者】

郵便番号
住所①
②
③

氏名
TEL

【施設】

郵便番号
所在地①
②
③

名称①
②
③

【廃止届出日】

【管理担当者】

管理形態
郵便番号
住所①
②

③

氏名

TEL

【概要】

用途

世帯数

利用人口

延床面積

棟数

階数

使用開始

埋設地図

【受水槽】

水槽数

有効容量

設置場所

設置形態

材質

【高置水槽】

水槽数

設置場所

有効容量

材質

【その他】

ビル管法 (ビル管台帳)

給水方式

散水栓 直結栓 階段

配管材質

防錆措置

所有形態

賃貸

分譲

その他

【技術者】

従事状況

住所①

②

氏名

【原水】

給水地域

原水種類

【浄水】

滅菌器

ろ過器

浄水能力

その他

台

台

m³/日

m³/日

m³

階

地下

階

地上

世帯

人

m²

棟

階

m³/日

別添 2

受水槽施設台帳の管理等に関する取扱要領

(総則)

第1条 横浜市衛生局（以下「甲」という。）と横浜市水道局（以下「乙」という。）は、受水槽施設台帳の管理等に関する協定書第1条の規定に基づき、受水槽施設台帳（以下「台帳」という。）の管理方法等を明確にするため、この取扱要領を定める。

(台帳の管理)

第2条 台帳の管理は、乙が受け付ける受水槽施設概要書（以下「概要書」という。）並びに甲が受け付ける横浜市専用水道事務取扱要綱（昭和63年4月衛公第81号）及び横浜市簡易専用水道事務取扱規則（昭和62年3月横浜市規則第40号）の規定に基づく届出書等（以下「届出書」という。）により行うものとする。

(概要書の受付)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合に概要書（第1号様式）を受け付けるものとする。

- (1) 給水装置工事に伴う場合
- (2) 水槽以下設備の共同住宅に係る各戸検針等に関する要綱の規定に基づく工事の届出に伴う場合
- (3) 受水槽施設又は水槽以下設備の工事に伴う場合

(職権による概要書の作成)

第4条 乙は前条の各号に掲げる場合で、かつ、適正な提出が困難と認めるときは、職権により概要書を作成できるものとする。

(受付又は作成した概要書の処理)

第5条 乙は、第3条に規定する概要書又は前条に基づき職権により作成した概要書について、次の各号に定める処理を行うものとする。

- (1) 受付番号、栓番号及び開始年月日を記入する。
- (2) 所管の営業所は、毎月10日までに、当該月の前月中に受け付けた概要書（衛生局用）を当該営業所の所管する区域を所管する甲の福祉保健センターに送付する。
- (3) 所管の営業所は概要書（水道局用）を保管する。

(送付を受けた概要書の処理)

第6条 甲の福祉保健センターは、前条第2号に規定する概要書について、次の各号に定める処理を行うものとする。

- (1) 必要なデータ入力又は補正を行う。
- (2) 毎月10日までに当該月の前月に入力又は補正を行ったリスト（第2号様式）を1部作成し、乙の営業所に送付する。

(3) 概要書（衛生局用）を保管する。

（届出書の処理）

第7条 甲の福祉保健センターは、毎月10日までに当該月の前月中に、届出書に基づき入力又は補正を行ったリスト（第3号様式）を1部作成し、乙の営業所に送付する。

（フロッピーディスクの送付）

第8条 甲の生活衛生課は、毎年4月末日までに、甲の福祉保健センターが作成した当該年度の前年度末日現在の台帳の内容を記録したフロッピーディスクを乙の給水装置課に送付するものとする。

（台帳の利用）

第9条 甲及び乙は、台帳の利用についてそれぞれの責任において行うものとする。

（疑義等の協議）

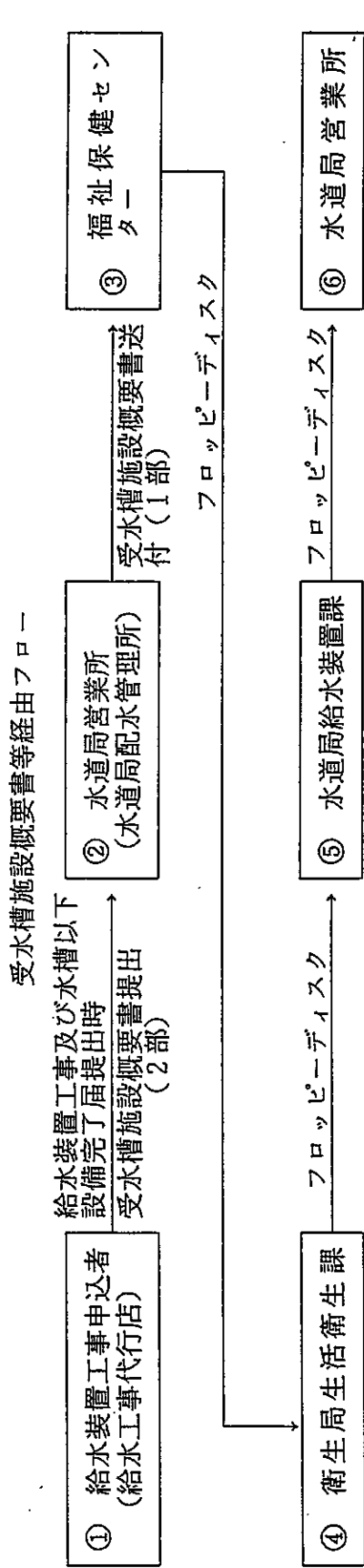
第10条 この取扱要領に定めのない事項又はこの要領の内容に疑義若しくは変更する必要が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。

（実施期日）

第11条 この取扱要領は、平成3年4月1日から実施する。

甲 横浜市衛生局長

乙 横浜市水道局長



- ① 給水装置工事申込者は、受水槽又は水槽以下設備を新設・増設・改造・変更又は撤去する場合は、給水装置工事完了届又は水槽以下設備工事完了届に併せて受水槽施設概要書（2部：衛生局用、水道局用）を水道局営業所又は配水管理所に提出する。
- ② 水道局営業所は
 - (ア) 配水管理所に提出された概要書を受領する。
 - (イ) 営業所に提出された概要書を受理する。
 - (ウ) 「受付番号」、「栓番号」及び「開始年月日」を記入する。
 - (エ) 1月分まとめて翌月の10日までに福祉保健センターに送付する。
- ③ 区福祉保健センターは
 - (ア) 受水槽施設概要書に基づきデータ入力する。
 - (イ) フロppyディスクを年1回衛生局生活衛生課に送付する。
- ④ 衛生局生活衛生課はフロppyディスクを水道局給水装置課に送付する。
- ⑤ 水道局給水装置課はデータコピーを行ない、水道局営業所に送付する。
- ⑥ 水道局営業所はファイリングシステムの受水槽台帳を補正する。

横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領

平成4年10月1日 衛公第546号
各保健所長宛 衛生局長発

改正 平成9年3月26日衛公第1037号

改正 平成13年12月28日衛生活第333号

(主旨)

第1 この要領は、受水槽施設の衛生的な維持管理に適した構造設備を確保するため、建築確認申請前（建築確認を伴わない給水装置工事の場合は給水装置工事の場合は給水工事申込前）の必要な事務手続及び受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受水槽施設 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道及び横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条第6号に規定する小規模受水槽水道をいう。
- (2) 建築主 受水槽施設を設置しようとする者をいう。
- (3) 建築確認申請 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む）に規定する建築主事への申請及び、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む）に規定する建築主事への通知をいう。

(指導指針)

第3 受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針（以下「指導指針」という。）は、別表のとおりとする。

(福祉保健センター長の事務)

第4 福祉保健センター長は、建築主から受水槽施設に係る建築確認申請又は建築確認申請を伴わない給水装置工事申込前の相談を受けたときは、次の各号に掲げる図書の提示を求め、指導指針に基づき、受水槽施設事前相談票（様式1）により、速やかにその内容を確認し、受水槽施設事前指導票（様式2）を用いて必要な指導、助言を行うものとする。

- (1) 建築物の配置図
- (2) 受水槽、高置水槽の構造及び設置場所を明らかにした平面図、立面図又は断面図
- (3) 給排水系統図
- (4) 計画水量の計画書
- (5) その他福祉保健センター長が必要と認める図書

2 福祉保健センター長は、第1項において特に必要と認める場合は、建築主事に意見を述べるものとする。

(建築主事の事務)

第5 建築主事は、受水槽施設に係る建築確認申請を受理する際、当該建築主に対して、当該施設が第4第1項に規定する事前指導を受けていることを確認するも

のとする。

(水道局営業所長及び配水管理所長の事務)

第6 水道局営業所長又は配水管理所長は、建築確認を伴わない受水槽施設に係る給水装置工事(ただし、給水装置の撤去及び修繕に係る工事を除く。)の申込を受理する際、当該建築主に対して、当該施設が第4第1項に規定する事前指導を受けていることを確認するものとする。

2 水道局営業所長又は配水管理所長は、前項の確認ができないときは、第4第1項に規定する指導を受けるよう当該施設の建築主に指導するものとする。

(その他)

第7 この要領の施行に関し必要な事項は、衛生局長、建築局長及び水道局長が協議して定める。

附 則

この要領は、平成4年10月1日より施行する。

附 則(平成9年衛公第1037号)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年衛生活第333号)

この要領は、平成14年1月4日から施行する。

(別表) 受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針

第1 給水設備全体

- 1 飲料水の配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料で、水が汚染されるおそれのない衛生上安全なものとする。
- 2 飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させない。
- 3 飲料水の配管設備の水栓等開口部にあつては、有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

第2 給水管等

- 1 水を汚染する恐れのある設備の中を貫通させない。
- 2 点検、補修、交換等維持管理が容易に行うことができる。
- 3 他の配管と識別できるように表示すること。
- 4 受水槽へ流入する給水管の立管に給水栓を設ける。

第3 水槽の設置場所

- 1 有害物、汚水等によって、水が汚染されるおそれがない場所に設ける。
 - 2 維持管理が安全かつ容易で、衛生的に行うことができる場所に設ける。
 - 3 外部から水槽の全ての面を完全に点検できるよう、上部面については1メートル以上、その他の面は0.6メートル以上の空間を確保すること。
 - 4 水槽の上部には、水を汚染するおそれのある設備機器等を設置しない。
 - 5 屋内に設ける場合は、十分な換気、排水及び照明の設備を設ける。
 - 6 原則としてビルピット内に水槽を設置しない。ただし、ビルピット内に設置せざるを得ない場合は、次の措置を講ずること。
 - (1) 安全に昇降できる措置を講ずること。
 - (2) ビルピットの点検口は、安全かつ容易に点検できる位置に設け、原則として点検口直下に水槽を設けない。
 - 7 水槽を専用室に設ける場合は、室内に水を汚染するおそれのある配管を設置しない。
 - 8 屋外に設ける場合は、原則としてさく等を設ける。
 - 9 塔屋の屋上等、高所へ設ける場合は、その設置場所への昇降に支障がないよう階段等を設け、かつ、水槽の周囲には0.6メートル以上の点検作業スペース及び1.1メートル以上のてすりを設ける。
- また、階段の上り口には安全上、鍵付きの扉を設置すること。

第4 水槽の構造設備

- 1 ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。
- 2 日光等により水質が悪影響を受けないようにすること。
- 3 上部は適当な勾配を設ける等、雨水などが滞留しない構造とすること。
- 4 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けない。
- 5 水槽とポンプ室が一体型となるような構造としない。
- 6 停滞水を生じさせないため、次の構造とすること。

(1) 受水槽、高置水槽の有効容量は、計画1日最大使用水量のそれぞれ4/10～6/10、1/10程度

を標準とし、有効容量は使用水量に対して過大でないこと。

②給水管の流入口と流出口とは、対称の位置に設けること。

(3) 原則として、消防用水槽と兼用しないこと。

7 清掃時の断水を避ける必要のある場合等は二槽式とすること。

8 上部には次に定める構造のマンホールを設けること。ただし、水槽の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

(1) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことのできる位置に設けること。

②直径60センチメートル以上の円が内接できる大きさであること。

(3) マンホール面は槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。

(4) 防水密閉型のものであり、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であること。

④点検等を行うもの以外の者が容易に開閉できない構造であること。

9 オーバーフロー管は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない次の構造とすること。

(1) 管端部と排水管の流入口等とは閘接排水とし、逆流防止に十分な排水口空間を確保すること。

②管端部は下向きであり、十分な下り幅があること。

③管端部には、小動物等の侵入を防ぐのに有効な防虫網が取り付けられていること。

10 通気管は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない次の構造とすること。ただし、有効容量が2㎡未満の水槽については、この限りでない。

(1) 十分な有効断面積を有し、清潔な場所に開放していること。

②管端部は下向きであり、十分な下り幅があること。また、通気笠にあつては、笠が容易にはずれないこと。

(3) 管端部には、小動物等の侵入を防ぐのに有効な防虫網が取り付けられていること。

11 水抜管は、排水に支障のないよう次の構造とすること。

〔1〕水槽の最底部に設け、必要に応じて水槽の最底部は勾配、排水溝、吸込みピット等を設けること。

②管端部と排水管の流入口等とは間接排水とし、逆流防止に十分な排水口空間を確保すること。

12 災害時に活用できる構造、設備を考慮してください。

横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領

制 定 平成 16 年 3 月 25 日衛生活第 481 号（衛生局長）

1 目的

受水槽を設置するビル・マンション等の設置者の管理意識を高め、もって安全で衛生的な飲料水の確保を図るため、維持管理が適切に行われている受水槽施設を、給水管理適合施設として表示するための事務取扱いを定める。

2 定義

(1) 簡易専用水道

水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。

(2) 小規模受水槽水道

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年横浜市条例第 56 号。以下「条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する小規模受水槽水道をいう。

(3) 管理状況の検査

法第 34 条の 2 又は条例 16 条に規定する検査のことをいう。

3 給水管理適合施設表示制度協定機関

衛生局長は、次のいずれかの機関から申出があったとき、当該機関を給水管理適合施設表示制度協定機関（以下、「協定機関」という。）として別紙協定書により協定を締結する。

(1) 水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

(2) 条例第 16 条の規定に基づき市長に指定された検査機関

4 給水管理適合施設

給水管理適合施設は、次に掲げるものとする。

(1) 簡易専用水道のうち、管理状況の検査を協定機関にて受検し、すべての検査項目に適合している施設（ただし、国が設置する施設は除く。）

(2) 小規模受水槽水道のうち、管理状況の検査を協定機関にて受検し、すべての検査項目に適合している施設

5 給水管理適合施設の表示

給水管理適合施設は、給水管理適合施設表示マーク（様式 1）及び、当該検査月から 1 年の期限を示した表示期限シール（様式 2）を表示することができる。

6 表示マーク及びシールの交付方法

協定機関は、管理状況の検査終了後、給水管理適合施設に対して、給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールを交付することができる。ただし、すでに給水管理適合施設表示マークを所持している施設については、表示期限シールのみを交付することができる。

7 報告

協定機関は、毎月 10 日までに、給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールを交付した前月の実績を衛生局長あて報告する。

8 立入検査

衛生局長は、給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールの交付事務が適切に履行されていることを確認するため、必要があると認めるときは、協定機関に対して、業務の実施状況について検査し、又は資料の提出を求めることができる。

9 その他

その他必要な事項は、衛生局長及び協定機関との協議により別途定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る協定書

横浜市を甲とし、
を乙とし、甲乙両者は甲が実施する横浜市受水槽等給水管理適合施設表示について、次の条項により協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、甲が実施する横浜市受水槽等給水管理適合施設表示制度を実施するにあたり、その事務について「横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領」により共同で行うものとする。

(費用)

第2条 給水管理適合施設表示マーク（様式1）及び表示期限シール（様式2）の作成費用は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙双方からなんらの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1か年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市衛生局長

乙

平成 年 月 日 供 覧			平成 年 月 日 供覧済み		
センター長	担当部長	課 長	係 長	係 員	担当者

(様式)

小規模受水槽水道（8 m³以下）立入検査表

施設の名称	(帳票No.)		
所在地			
設置者			
施設の概要 (用途)	共同住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院 旅館・その他 ()		
水槽の数		有効容量	m ³
水槽の形状	床上式・地下式・ビルピット設置式		
水槽の設置場所	屋内 ・ 屋外		
水槽の材質	コンクリート ・ 鋼製 ・ FRP その他 ()		
水槽の清掃年月日			

立入検査	実施年月日	年 月 日
	検査実施者	福祉保健センター生活衛生課 TEL
管理担当者 (立合者)	氏名	
	連絡先	

検査結果

番号	検査事項	判定基準	適否
1	水槽の周囲の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
		(2) 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
		(3) 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
2	水槽本体の状態	(4) 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
		(5) 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。※	
		(6) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。※	
		(7) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。※	
3	水槽上部の状態（2に掲げるものを除く。）	(8) 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害のものが堆積していないこと。	
		(9) 水槽のふた上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
		(10) 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
4	水槽内部の状態（2に掲げるものを除く。）	(11) 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。※	
		(12) 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。※	
		(13) 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		(14) 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。※	
		(15) 流入口と流出口が近接していないこと。	
		(16) 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。※	
5	水槽のマンホールの状態	(17) ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、※	
		(18) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		(19) マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。※	
6	水槽のオーバーフロー管の状態	(20) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		(21) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		(22) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、※	
		(23) その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
7	水槽の通気管の状態	(24) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。※	
		(25) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		(26) 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
8	水槽の水抜管の状態	(27) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
9	給水管等の状態	(28) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。※	
		(29) 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。※	

検査結果

番号	検査事項	判定基準	適否
10	水槽の周囲の状態	(30) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
		(31) 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
		(32) 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
11	水槽本体の状態	(33) 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
		(34) 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。※	
		(35) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。※	
		(36) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。※	
12	水槽上部の状態（11掲げるものを除く。）	(37) 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害のものが堆積していないこと。	
		(38) 水槽のふた上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
		(39) 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
13	高置水槽の施設及びその管理の状態に関する検査 水槽内部の状態（11に掲げるものを除く。）	(40) 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。※	
		(41) 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。※	
		(42) 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		(43) 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。※	
		(44) 流入口と流出口が近接していないこと。	
		(45) 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。※	
14	水槽のマンホールの状態	(46) ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、※	
		(47) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		(48) マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。※	
15	水槽のオーバーフロー管の状態	(49) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		(50) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		(51) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、※	
		(52) その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
16	水槽の通気管の状態	(53) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。※	
		(54) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		(55) 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
17	水槽の水抜管の状態	(56) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
18	給水管等の状態	(57) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。※	
		(58) 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。※	

検査結果

番号	検査事項	判定基準	適否
19	給水栓における水質の検査	臭気 (59) 異常な臭気が認められないこと。※	
20		味 (60) 異常な味が認められないこと。※	
21		色 (61) 異常な色が認められないこと。※	
22		色度 (62)	
23		濁度 (63)	
24		残留塩素 (64) 検出されること。※ _____ mg/l	
25	書類の整理等に関する検査 書類の整備保存の状況	(65) 小規模受水槽水道の設備配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	

総合判定

立入検査の結果、貴施設の管理状況は、判定基準※に、
 ※簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める件（平成15年厚生労働省告示第262号）別表第1から別表第3を準用しています。

1	適合していました。
2	適合しなかった事項がありました。当該事項について速やかに対策を講じて、改善してください。

その他必要な事項・備考